



令 和 5 年 1 1 月 1 0 日

徳 島 市 中 前 川 町 5 丁 目 1 番 地 1 1 5

株 式 会 社 四 電 工 徳 島 支 店

執 行 役 員 徳 島 支 店 長 田 中 顕 殿

徳 島 市 万 代 町 1 丁 目 1 番 地

徳 島 県 知 事 後 藤 田 正 純

C H U W I 社 製 タ ブ レ ッ ト 端 末 (U B o
o k) の 故 障 問 題 に 係 る 見 解 等 に つ い て
(依 頼)

貴 社 が 令 和 3 年 4 月 2 8 日 に 県 へ 納 入
さ れ た 端 末 (1 6 , 5 0 0 台) に つ い て 、
先 般 の 電 波 法 違 反 の 問 題 に 加 え 、 故 障 が
急 増 (R 3 年 度 : 6 9 4 台 (う ち 5 台 バ ッ
テ リ ー 膨 張) , R 4 年 度 : 6 2 7 台 (う ち
7 8 台 バ ッ テ リ ー 膨 張) , R 5 年 度 (~ 1
1 / 1) : 5 , 4 3 5 台 (う ち 4 , 5 7 3
台 バ ッ テ リ ー 膨 張)) し 、 う ち 約 3 割 の 端
末 が バ ッ テ リ ー 膨 張 に よ り 壊 れ て お り ま

す。使用方法や保管方法による故障を考慮しても、県内市町村や他県と比べて突出した数であり、明らかに端末に問題があると言わざるを得ない状況です。安全性の面で不安があることはもちろんのこと、端末が不足することにより、被害を受けているのは県立高校の子どもたちであり、早急に一人一台の環境に復旧する必要があると思います。

つきましては、貴社による誠意ある対応を望むとともに、この問題に対する納入業者としての見解等を確認したく存じますので、別添事項について、11月22日までに教育政策課（政策調整担当）宛て文書にて御回答ください。なお、本状及び御回答頂いた内容については、報道機関へ公表することとしておりますので、あらかじめ御承知おきください。

(電 波 法 違 反 問 題)

- 1 県教育委員会においては、仕様を満たさない電波法未認証の端末を提供され、約2年もの間、子どもたちが違法状態の端末を使うことを余儀なくされたが、この問題に対してどう考えているのか。
- 2 貴社において、納入時に電波法に基づく規定を満たしていることについて、確認したのか。また、電波法違反について、貴社が認知した年月日と、県及び総務省に報告した年月日及び内容をお示しくください。
- 3 問題発覚から、解消までに約半年もかかっており、この間に機能の一部を制限され、使用を控えざるを得ない学校もあったことについてどう考えているのか。

(故 障 問 題)

- 4 契約上、「端末の不調時には、送付から2週間程度で修理完了又は交換すること」となっているが、これまでの対応状況を全てお示しくください。
- 5 バッテリー膨張による故障急増につ

いて、どのように受け止め、納入業者としての責任をどう考え、何らかの対応を行ってきたのか、また、対応を検討しているのか。

6 契約上、「1年間の保証」のほか、「消耗品を除き1年を超えた場合でも、仕様を満たさないことが判明した場合には、無償でその不具合を解消」となっており、バッテリーは基本的に交換ができず膨張することにより端末そのものに不具合（液晶破損等）を引き起こしていることについてどう考えているのか。

7 バッテリー容量等について、「JEITA バッテリー動作時間測定法（Ver. 2.0）」をはじめとした検査を行ったのか。行ったのであれば、その検査方法と検査結果をお示しくください。

8 契約時の仕様書には「導入する機器は、品質・耐久性に十分留意し、サプライチェーン・リスクを考慮した端末を選定すること」としているが、貴社において納入した端末の耐用年数は何年と考えているのか。

(その他)

9 端末の故障により、ただでさえ限られた時間のなかで、子どもたちの教育機会が損なわれていることについて、どのように考えているのか。

10 今般の調達については、外部との契約によるものと承知しているが、貴社が自ら調達しなかったのはなぜか。また、貴社がどのような社内基準で選定され手続をされたのか、お示しく下さい。